

清和大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、清和大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている
と認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神「真心教育」は、寄附行為、学則に規定され、大学案内、学生手帳、ホームページなどにより、広く学内外に明示されている。また、大学の目的については、学則に規定され、学生手帳、ホームページなどで学内外に周知されている。

大学は、1 学部 1 学科の単科大学であり、学科の中に 3 つのコースが設けられている。附属機関として、図書館、「法学研究所」が設置されている。教養教育、教育方針などの意思決定に関しては、学長室、教授会、各種委員会がそれぞれの規程に基づき相互に関連性を持って適正に運用されている。

大学の教育目的は学則に明確に規定され、教育課程に反映するだけでなく、教育方法にも十分反映されている。教育課程は、コース別の編成方針に即して体系的に編成され、適切に実施されている。

学部及びコース別のアドミッションポリシーが定められ、いずれも募集要項、ホームページに掲載され、適切に運用されている。学生への学習支援については、少人数教育の実践、担任制の導入など体制が整備され、適切に運用されている。

大学設置基準に定められた教員数は確保されており、専任教員の年齢のバランスもとれている。教員の採用・昇任、教育担当時間についての取決めは明確に規定されており、ともに適切に運用されている。FD(Faculty Development)活動は、組織的活動が始まって日は浅いが、研修会の開催回数が多く参加率も高く、十分活性化されている。

「君津学園事務組織規程」が定められ、各部署に事務内容に応じて職員が合理的に配置されている。職員の採用・昇任については、規程が整備され、透明性、公正性が確保されている。SD(Staff Development) の取組みは遅れているが、積極的な学外研修への参加などにより職員の資質向上に努めている。

法人及び大学の管理運営体制は、常態として会議に出席をしない評議員が数人存在するほかは、関係諸規程も整備されて概ね適切に機能している。理事長と学長が同一人であり、そのリーダーシップにより管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。

法人・大学とも収支のバランスを欠いており、中期事業計画の着実な実行による収支改善に期待したい。財務情報の公開については、開示方法が限定的であるため、ホームペー

ジへの掲載も視野に入れた積極的な開示を期待したい。

教育研究目的達成のために必要な校地・校舎は十分確保され、諸施設設備も充実しており、適切に運営されている。施設設備の安全性についても十分確保されている。

市民公開講座、教員免許更新講習が開催され、また、図書館の一般開放が実施されており、大学の人的・物的資源が有効に提供されている。企業に対しては主にインターンシップでの関係、他大学に対しては「千葉県私立大学単位互換協定」による関係にとどまっている。

組織倫理に関しては、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」で基本的事項を定め、これに基づいて大学に必要な組織倫理についての具体的事項が規則・規程として整備され、適切に運営されている。また、危機管理については、「学校法人君津学園危機管理規則」が定められ、具体的事案については、「学長室会議」で検討され、教職員に周知されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「真心教育」は、寄附行為、学則に規定され、大学案内、学生手帳、ホームページなどにより、広く学内外に明示されている。特に学生に対しては、入学式などにおいて学長（理事長）が直接説明し、理解を深めている。また、大学の目的については、学則に規定され、学生手帳、ホームページなどにより学内外に周知されている。

建学の精神「真心教育」についての具体的内容が 7 項目にまとめられ、更に、これを実践する具体的な指針として 3 項目が明示され、それぞれ学生が常時携行する学生手帳に掲載しているほか、キャンパス内要所に掲示するなど、学内周知について多様な手段がとられている。

更に、建学の精神の背景にいたるまで詳細に述べられている冊子「真心教育の本義」を全学生に配付し、学生が建学の精神をより理解しやすくする方策が講じられている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は、1 学部 1 学科の単科大学であり、学科の中に 3 つのコースが適切に設けられている。その教育目的を達成するために、図書館及び「法学研究所」が設置されている。「法学研究所」に関しては、平成 21(2009)年 4 月にその事業の一部がキャリアセンターに移管されたため現在活動が停滞しており、今後は本来の研究所の目的に沿った活動を期待した

い。

教養教育に関しては、学長室、教授会、教学委員会がそれぞれの規程に基づき適切に企画・立案・審議されており、責任体制も確立されている。FD(Faculty Development)活動において教育環境、授業項目及び授業進度などに関する情報交換が行われており、教養教育に関する担当教員間の調整は円滑に遂行されている。

教育研究に関わる学内意思決定組織である学長室、教授会及び各種委員会などは、大学の使命・目的に対応できるように相互に関連性を持って適切に運用されている。平成21(2009)年度から学生に対して「授業アンケート」が実施されており、学習者の要求を吸上げる努力がなされている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的は、建学の精神に基づき学則に明確に設定されている。法学部の教育目標については、学生手帳やホームページなどで明示されている。これらの教育目的が、教育課程に反映されているだけでなく、少人数教育の実践及び法律主要科目の複数クラスの設置など教育方法にも十分に反映している。

教育課程は、コース別の編成方針に即して基礎科目・専門教育科目とも体系的に編成されており、適切な授業科目が設定され、シラバスもホームページに公表されている。キャリア開発科目は、学部の単位としての認定において「基礎科目及び専門教育科目との関係を明らかにする」という課題があるものの、講義内容は豊富で充実している。

学生の意識調査及び学習状況に関する全学学生アンケートの実施、就職活動状況の調査、就職先企業の人事担当者との交流、更には FD(Faculty Development)研修会において教育目的の達成状況を点検・評価するための努力もなされている。

【優れた点】

- ・ 法学部の法律主要科目について原則複数クラス開講し、少人数教育を推進していることは高く評価することができる。

【改善を要する点】

- ・ 法学部の教育目標について、学則に規定する必要がある。

【参考意見】

- ・ 学則で定めた成績評語(A・B・C・D・E)の評点が履修要覧に掲載されているが、規格化されていないので早急な対応が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部のアドミッションポリシーを定めるとともに、コース別や入試形態別に至るまでアドミッションポリシーがきめ細かく定められ、いずれも募集要項、ホームページに掲載されている。入学選抜においては、各種の入学選抜制度を採用するとともに、いずれも学長が本部長となり、教学委員会が中心になって実施し、適切に選抜している。

入学選抜制度による入学には偏りがあり、今後、夜間主コースの入学定員充足率の改善に一層の取組みが求められる。また、入学選抜ごとの入学の偏りを是正する対策が必要であるが、過去 5 年間の入学定員に対する充足率及び収容定員充足率も概ね適正である。

学生への学習支援体制は整備され適切に運営されている。特に、入学時学力テストなどによるクラス編成、入学前のフォローアップ講座及び少人数教育の実践などは優れている。年間の退学者数がやや多いが、担任制を導入するなど積極的にその対策に取り組んでいる。

就職支援に関しては、キャリアセンター内に「キャリアサポート委員会」及び進路指導室を配置し、適切に運営されている。キャリアセンターにおけるキャリア関連講座は充実しており、キャリアアップ教育及び就職支援体制が整備され、高い実績をあげている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学の特色である少人数教育を徹底するために、多くの兼任教員が採用されている。そのため全教員における専任教員の比率は低くなっているが、大学設置基準に定められた教員数及び教授数は満たしており、専任教員の年齢のバランスはとれている。

教員の採用・昇任については、規程で明確に定められており、適切に運用されている。特に専任教員の採用において、「教員候補者選考委員会」を構成する人材が学内に不足する場合には、学外から委員を招致しており、厳正な運用が行われている。

教員の教育担当時間については、取決めが規定されており、特定の教員に偏ることなく、適切に運用されている。一定の教員研究費が適正に配分されており、更に、理事長裁定によりいくつかのプロジェクトに共同研究費が支給されるとともに、数名の教員に在外研修及び国際学会派遣費が支給されている。

FD(Faculty Development)活動は、平成 20(2008)年度に開始し、組織的な取組みが始まったばかりであるが、「FD 研修会」が数多く開催され、十分活性化されている。科学研究費補助金などの外部資金獲得のために、申請の支援が行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「君津学園事務組織規程」において、事務組織、職制、所掌事務が定められ、各部署には業務内容に応じて、事務職員を中心に技術職員、労務職員など合理的な人員配置がなされている。職員の採用に関しては、「学校法人君津学園職員採用・昇任規程」により、人事の透明性、公正性を確保するために、公募制を原則とし、面接・記述試験を中心とした採用制度を確立している。人事考課に関しては、関係部署の上司から意見を聞き、当該候補者から提出される「身上及び校務分掌申告書」をもとに、公正かつ透明性のある人事考課を実施している。

職員の資質向上への取組みとしては、学外諸団体が実施する研修会への積極的参加、学内研修会、事務局会議、事務打合せ会などが適切に行われているが、今後職員の資質・能力の更なる向上を図るためにも、組織的な SD (Staff Development) 活動の取組みが望まれる。

教育研究支援のため、各部署の職員が学内の各種委員会に幹事として参加できる事務体制がとられ適切に機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営体制は、寄附行為、学則、その他関係諸規程により整備され、概ね適切に機能している。また、管理運営に関わる役員などの選考や採用に関する諸規程も整備されている。ただし、評議員会における一部の評議員の出席率が低いため、早急に改善されることを期待したい。

大学の管理運営については、その重要事項を検討・企画・立案する学長室で協議調整され、教授会の議を経て学長が決定するという基本体制がとられており、更に学内諸課題を検討・立案する 12 の各種委員会が置かれ、これらは連携して適切に機能している。

理事長と学長が同一人であり、そのリーダーシップにより管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。具体的には、理事会において決定された事項は学長から教授会に周知され、また、教学に関する教授会決定事項は、速やかに理事会に提案されている。

自己点検・評価のための実施体制が整備されており、これまでに実施された自己点検・評価の結果を踏まえて、教育研究の改善向上のための施策が実施されてきている。

【改善を要する点】

- ・在学者の保護者などから選任された評議員の中に、会議に全く出席していない者、又は極端に出席回数の少ない者がいるので、評議員会の機能発揮の面から改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学における当年度消費収支差額は、過去 5 年間恒常的に支出超過が続いており、収支のバランスを欠いているが、これはスポーツ特待生制度による奨学費支出が過大であることに因るものである。しかしながら、法人全体の教育研究活動のキャッシュフローは収入超過となっており、金融機関などからの外部負債もない。大学は、「学校法人君津学園中期事業計画」において、スポーツ特待生制度の見直しによる奨学費支出の抑制、教職員の配置などの見直しなど、積極的に経営改善策を提示しているため、今後、計画の着実な実行により財政の安定化を図ることを期待したい。予算・決算などの会計処理については、「君津学園経理規程」に基づき、評議員会・理事会において審議、承認を得ており、その手続きは適切である。

財務情報の公開については、事務局で閲覧できる方法に限定されているため、ホームページへの掲載を含めた積極的な開示を期待したい。

会計監査については、監事監査と公認会計士の監査が必要な手続きに則り適切に行われている。

【参考意見】

- ・財務情報の公開を事務局での閲覧に限定しているが、学校法人の公益性にかんがみ、ホームページで公開することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要な大学の校地・校舎の面積は、設置基準を十分に満たしており、情報機器設備、図書館、体育施設、学生食堂などの施設設備も充実している。図書館では、法令・判例検索システム及び新聞記事検索システムの導入を図り、開館時間を平日 9 時から午後 9 時までとし、ホームページを利用して閉館後も蔵書検索が可能なシステムを導入している。柔剣道場専用の「真武館」を体育館とは別に所有しており、多目的会議室である「報恩館」、学生ホール及び部室として利用できる「真板幸男記念学生会館」を有している。

施設設備については、建物が全て平成 6(1994)年以降に建設されているため、新耐震基準を満たしており、安全性に問題はない。バリアフリー対応については、校舎入口スロープ、身障者用エレベータ・トイレなどが完備されている。学内設備については、夜間・休日は警備会社による機械警備により、安全性確保に努めている。

アメニティに配慮した教育環境については、緑あふれるキャンパスの中に、大学のシンボルである「真心の塔」を建て、学生たちの憩いの場として、快適なキャンパスの整備がなされている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

木更津市との共催で行われる市民公開講座は、平成 7(1995)年以降毎年継続して実施されている。また、平成 21(2009)年度から教員免許更新講習が開催されており、大学の人的・物的資源が地域社会に有効に提供されている。

学生同士の交流を含め海外の大学との教育研究交流については、地域的な特性もあり現在のところ取組みが十分とはいえないが、留学生の受入れに関しては国際交流委員会などで検討され始めている。企業に対しては主にインターンシップでの関係に、他大学に対しては「千葉県私立大学単位互換協定」による関係にとどまっている。

利用者はまだ少ないものの、図書館が一般向けに開放されており、地域社会に提供されている。夜間主コースに社会人入学者を受入れており、多様な努力がなされている。さらに、委託生制度により近隣 4 市から市職員が派遣されていることは、地域社会との関係が強力であることを示している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員としての基本的な行為規範に関する基本原則「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」が定められるとともに、それに基づいて大学としての必要な組織倫理規定が具体的に整備され、それらの規則・規程のいずれもが適切に周知されている。ハラスメント防止に関する規則・規程は整備されて間もないが、今後研修会の開催を含め、ハラスメント防止に全学的に取り組んでいる。

危機管理全般については、「学校法人君津学園危機管理規則」が定められ、これに基づく危機管理の具体的事案についても「学長室会議」などで検討され、教授会、各委員会、事務打合せ会などにより、教職員に周知を図る努力がなされている。また、火災に関しては

清和大学

避難訓練も実施されるとともに、危機管理体制も適切に整備されている。

大学の教育研究成果の広報活動に関しては、研究紀要、後援会会報、ホームページなどにより適切に行われている。

